

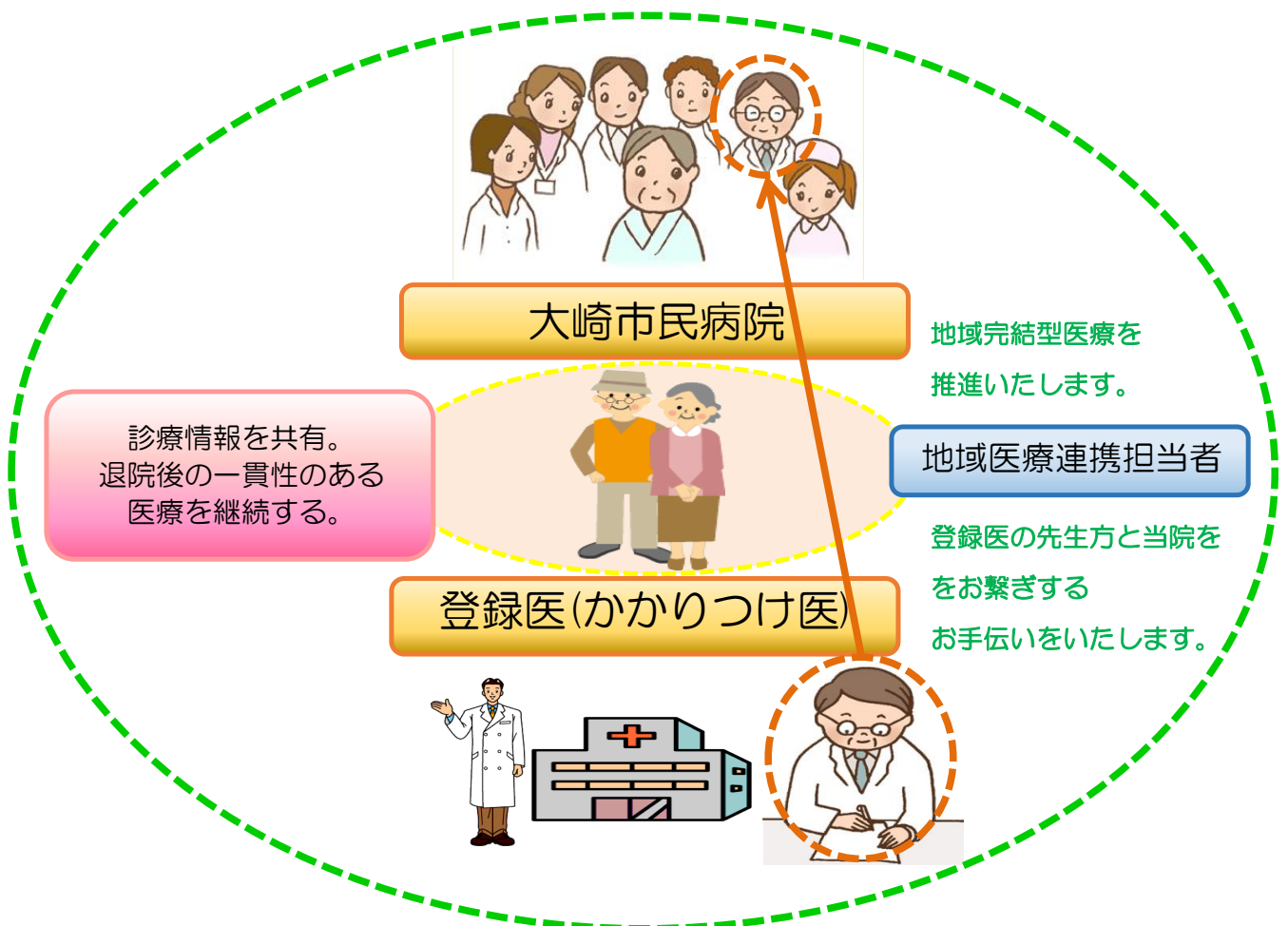
開放病床の共同利用について

大崎市民病院

開放病床の共同利用とは、登録医の先生からご紹介いただいた入院患者さんの診療において、登録医が当院に来院し担当医との共同指導により、患者さんの治療方針を決定し診療に当たるとともに、退院後の登録医による診療においても入院時からの一貫性を持った医療を継続することにより、患者さんに最適な医療提供を目指すものです。

登録医の指導の範囲は、診療のうち診察（指導や問診など回診・診断）の範囲で共同指導を実施します。治療は当院担当医が担当します。診療に関することは、当院看護師ではなく、担当医へお申し出ください。

この利用に当たっては、まず当院担当医へ入院のご相談・調整をしていただくこととなりますが、ご協議が整いましたら、その後の連絡調整は地域医療連携室が担当させていただきます。ご不明な点はいつでも地域医療連携室へご連絡ください。



「開放病床について」

当院では、『地域医療支援病院』として『開放病床』を設定しております。
利用申込時点における開放病床の利用状況及び利用される患者さんの病状に応じ当
院担当医と病床の調整を行う場合もあります。
尚、開放病床のご利用に当たっては、地域医療連携室にお気軽にご相談ください。

「診療報酬算定」と「説明と同意」について

開放病床を共同利用するに当たり、登録医の先生方には、開放型病院共同指導料
(I)の350点が算定できます。
患者負担が生じることと、入院中に登録医の先生が来院し診察する形になることか
ら、開放病床における共同指導の趣旨についてご説明の上、患者さんから「開放病床
における共同指導」のご同意をいただく必要があります。
詳しい内容は、「共同利用等の手引き」をご覧ください。

共同利用等の手引きについて

当院では開放病床の共同利用の他、高額医療機器（※1）や施設（※2）の共同利
用を実施しております。
詳しい内容は、「共同利用等の手引き」をご覧ください。当院ホームページからダ
ウンロード(PDF)が可能です。

※1 機器の利用申込みは、検査依頼として受け付けております。
※2 研究室、会議室、図書室及び手術室

ご不明な点がありましたら
大崎市民病院 地域医療連携室（TEL：0229-23-3311）までお問い合わせ
ください。